

## 鳥取県町村会との相互応援ガイドライン締結式

「鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定」を円滑に実施するため、「危機事象発生時相互応援ガイドライン」を策定し、平成29年2月22日に鳥取県庁において、締結式を行いました。

締結式には、両県の正副会長が出席し、立会人を鳥取県の城平危機管理局長が務められました。



左より  
徳島県 石川会長  
鳥取県 小林会長



右より  
徳島県 坂口副会長  
影治副会長  
鳥取県 宮脇副会長  
森安副会長  
榎本副会長

## ガイドライン概要

### 1. ガイドラインの対象となる危機事象

自然災害はもとより、住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象。

### 2. ガイドラインのポイント

#### (1) カウンターパート方式による応援

被災町村に対する支援を行うため、あらかじめ両県町村を3ブロックに分割し、各ブロックにはそれぞれ幹事町村を置く。危機事象発生時には、原則としてブロック単位によるカウンターパート方式により円滑かつ迅速な応援を行うこととし、幹事町村は町村会とともに応援・受援のための連絡調整にあたる。

#### (2) ガイドラインの発動時期

両県いずれかの町村における危機事象発生時に発動し、次のいずれかに該当した場合、応援県の町村会、幹事町村及び各町村は応援を開始する。

①受援県の町村会及び幹事町村（被災町村が属するブロック）から応援要請があった場合

②両県いずれかの町村において震度6弱以上の地震が観測された場合

（自動応援）

③危機事象発生により両県の町村会及び幹事町村の間で通信途絶等の緊急事態が生じた場合（自動応援）

#### (3) 応援要員の派遣

応援本部は受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、災害応急活動を行う応援要員の派遣を県内町村に要請する。また、県から応援要員の派遣要請があった場合にも同様の対応を行う。

#### (4) 支援物資の搬送

応援本部は、受援県町村会等からの要請又は応援本部の判断により、町村が保有する備蓄物資等として提供するとともに、受援県町村会が定める受入れ拠点まで搬送するよう町村に要請する。

また、県から支援物資の提供要請があった場合にも町村に対し協力要請を行う。